

厚生労働科学研究費補助金

分担研究報告書

欧州連合（EU）における

移民労働者の労働安全衛生教育に関する調査報告

研究代表者 吉川直孝 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究代表者 高橋明子 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究代表者 和崎夏子 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・任期付き研究員
研究分担者 大幢勝利 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長代理

研究要旨

本研究は、欧州連合（EU）における移民労働者の労働安全衛生教育の現状と課題を明らかにし、EU-OSH（欧州労働安全衛生機関）の取り組みを分析することを目的とする。移民労働者は、言語や文化の違い、労働環境の変化などにより、安全衛生に関する知識や訓練の受講機会に制約を受けることが多い。本研究では、EU-OSHが推進する労働安全衛生（OSH）関連の指令（89/391/EEC、2009/104/EC、2001/45/ECなど）を中心に、多言語対応の教育ツールの活用状況を調査し、現行の教育・訓練の有効性について評価を行った。調査の結果、EUの労働安全衛生法制度は、すべての労働者に一定の安全基準を提供しているものの、移民労働者に対する実践的な教育の充実には課題が残ることが明らかになった。特に、NAPO（無声アニメ教材）やOiRA（オンラインリスクアセスメント）などの教育ツールは、言語の壁を克服するための有効な手段として機能しているものの、企業や現場レベルでの活用にはばらつきがあり、一部の移民労働者が適切な安全衛生教育を受けられていない現状が浮かび上がった。

また、高所作業や足場の使用に関するEU指令（2009/104/EC、2001/45/EC）では、特定のリスクを伴う作業に従事する労働者に対して十分な訓練を提供することが求められている。しかし、移民労働者の多くが短期契約で雇用される現状では、必要な訓練を受ける機会が十分に確保されていないケースがある。このため、移民労働者に対する効果的な訓練の実施と、雇用主の責任を明確化する仕組みの強化が求められる。

1. 研究目的

本分担研究では、欧州連合（EU）の移民労働者に対する労働安全衛生教育の実態を調査し、EU-OSH の取り組みを分析することを目的とする。

2. 研究方法

本分担研究では、EU-OSH 等の公的資料やホームページを調査し、必要に応じてその他の情報源から有用なデータを収集する方法で調査した。

3. 研究結果及び考察

3-1. EU-OSH 法（89/391/EEC）

EU の OSH 法令システムは、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第 153 条の法的基盤に基づき、労働安全衛生（OSH）分野の指令を制定している。OSH に関する欧州指令はすべて、労働者を保護するための最低基準を定めている。加盟国は指令の移行の際、これらの基準を上回ることではできても、既存の基準を引き下げることはできない。

EU-OSH における「基本法」と呼ばれるのがフレームワーク指令（89/391/EEC）である。この指令は、一般的に適用される共通の原則を定めている。これらの原則は、フレームワーク指令の第 16 条(1)に基づき、19 の個別指令また孫指令によってさらに規定されている [1]。第 16 条の和訳は以下 [2]。

表 1 フレームワーク指令（89/391/EEC）の第 16 条

<p>Article 16 Individual Directives — Amendments — General scope of this Directive</p> <p>1. The Council, acting on a proposal from the Commission based on Article 118a of the Treaty, shall adopt individual Directives, inter alia, in the areas listed in the Annex.</p> <p>2. This Directive and, without prejudice to the procedure referred to in Article 17 concerning technical adjustments, the individual Directives may be amended in accordance with the procedure provided for in Article 118a of the Treaty.</p> <p>3. The provisions of this Directive shall apply in full to all the areas covered by the individual</p>	<p>第十六条 個別の指令 - 改正修- 本指令の一般的な適用範囲</p> <p>1. 理事会は、条約第 118 条 a 項に基づく欧州委員会の提案に基づいて、特に附属書に掲げる分野の個別指令を採択するものとする。</p> <p>2. この指令及び技術的調整に関する第 17 条に言及した手続を妨げることなく、個々の指令は条約第 118 条 a に規定する手続に従って改正されることができ</p> <p>3. この指令の規定は、これらの個別指令に含まれるより厳格な規定及び／又は特定の規定を損なうことなく、個別</p>
--	---

Directives, without prejudice to more stringent and/ or specific provisions contained in these individual Directives.	指令が対象とするすべての領域に完全に適用されるものとする。
---	-------------------------------

欧州指令 89/391/EEC は、労働者の安全と健康（労働安全衛生）を推進するための枠組みを提供している。この指令は、労働リスクの防止や安全・健康の保護、リスクや危険因子の排除、法的および慣習的な情報の提供、協議、平等な参加、そして労働者やその代表者の訓練に関する原則を定め、これらについて雇用者に一連の義務を課している。

欧州指令 89/391/EEC は、欧州の OSH 法制にリスクアセスメントという手段を確立したもので、1989 年に採択された当時は多くの国や法制度、OSH 管理制度にとって画期的な原則となった。単に規定と限界値を遵守するのではなく、使用者が企業のリスクプロファイリングに最も適した改善策を決定できるようにした。したがって、フレームワーク指令は、職場における予防措置の布石とみなすことができる。指令の主要な取り決めは以下のように定められている [3]。

- すべての労働者の利益のために、平等な安全衛生水準を確立すること。ただし、家事労働者、特定の公共・軍事サービス、自営業者は対象外。
- 職場における不健康を防止する責任を雇用主に負わせ、労働をより安全で健康的なものにするための適切な措置を講じることを雇用主に義務付ける。
- 危険の特定、労働者の参加、発生源でのリスク除去を優先した適切な措置の採用、文書化、定期的な再評価、訓練など、リスクアセスメントの役割と主要要素を定める。

この指令は EU 全加盟国に適用される共通の枠組みを形成しているが、労働者の安全と健康を保護するために必要と認められた場合、各国や特定の分野ごとにより詳細または厳格な要件が設けられることがある。欧州指令 89/391/EEC で特に訓練について定めた重要パートは以下である [4]。第 6 条では、「雇用主は、その責任の範囲内で、職業上の危険の防止、情報及び訓練の提供、並びに必要な組織及び手段の提供を含む、労働者の安全及び健康の保護に必要な措置を講じなければならない」ということを述べており、第 12 条では、いつ、どのように訓練を行うべきか、誰を OSH 訓練に含めるべきかについて詳しく述べている。訓練は雇用主だけの責任ではない。指令 1989/391/EEC は労働者の義務も定めている（第 13 条）。各労働者は、雇用主が行った訓練や指示に従い、可能な限り自分自身と、仕事中的行為や不作為により影響を受ける他者の安全と健康に配慮する責任を負うものとする。

表2 欧州指令 89/391/EEC で特に訓練について定めた重要パート

<p>雇用者の一般的な義務 (第 6 条)</p> <p>(1) <u>雇用者は、その責任の範囲で、職業上のリスクの防止、情報と訓練の提供、また必要な組織と手段の提供を含め、労働者の安全と健康の保護のために必要な方策を講じる。</u> 雇用者は、状況の変化を考慮して既存の状況の改善を目指すためにそれらの方策を調整する必要があることに注意を払う。</p>
<p>救急、消防、労働者の避難、深刻かつ切迫した危険 (第 8 条)</p> <p>雇用者は</p> <p>(3) <u>そのような労働者の人数、訓練、そして利用できる機器は活動や施設の規模や特定のハザードを考慮して適切なものとする。</u></p>
<p>労働者との協議と参加 (第 11 条)</p> <p>(2) 職場における安全と健康に関して特定の責任を持つ<u>労働者や労働者の代表は、以下の事項に国家法や慣行に従いバランスの取れた形で参加し、あるいは雇用者から事前かつ適時に意見を求められる:</u></p> <p>(e) <u>第 12 条で述べられた訓練の計画と組織化。</u></p>
<p>労働者の訓練 (第 12 条)</p> <p>(1) <u>雇用者はそれぞれの労働者が特にその作業場所や職務に固有の情報と指示の形での安全と健康に関する適切な訓練を受けることを確かとする:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 新人の時に、 • 職務の異動や変更に際して、 • 新たな機器の導入や機器の変更に際して、 • 新たな技術の導入に際して。 <p>この訓練は:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新たな、あるいは変化したリスクを考慮するように適応させられ、かつ • 必要であれば定期的に繰り返される。 <p>(2) 雇用者は、その事業体や施設の中で労働に従事する、事業体や施設の外部からの労働者が、その事業体や施設の中での活動に際しての健康と安全のリスクに関する適切な指示を受けることを確かとする。</p> <p>(3) 労働者の安全と健康の保護の上で特定の役割を持つ労働者の代表は適切な訓練を受ける資格を持つ。</p> <p>(4) 上記の訓練は労働者や労働者の代表の負担によるものであってはならない。</p> <p>箇条 (1) の訓練は勤務時間内に行なう。</p> <p>箇条 (3) の訓練は勤務時間内に行なうか、国家法や慣行に基づいて事業体や施設の中か外で行なう。</p>

労働者の義務（第13条）

- (1) 自らの、また自らの訓練と雇用者に与えられた指示に従った作為や不作為の影響を受ける他の人の安全と健康に可能な限り注意を払うことはそれぞれの労働者の責任である。
- (2) このため、労働者は特にその訓練と雇用者から与えられた指示に従い、
 - (a) 機械類、装置、工具、危険な物質、搬送機器、その他の生産手段を正しく使用する；
 - (b) 支給された個人用防護具を正しく使用し、使用後は所定の場所に返却する
 - (c) 例えば機械類、装置、工具、プラント、また建屋に取り付けられた任意の安全デバイスを切り離し、変更し、あるいは取り外すことを慎み、そのような安全デバイスを正しく使用する
 - (d) 安全と健康への深刻で切迫した危険を示すと判断する合理的な理由がある任意の作業状況、また保護手段の任意の欠陥について、雇用者や労働者の安全と健康に関する特定の責任を持つ労働者に即座に通知する
 - (e) 職場における労働者の安全と健康の保護のために当局から出された任意のタスクや要求を実施できるようにするために必要となるかも知れない限り、国内慣行に従って雇用者に、また労働者の安全と健康に関する特定の責任を持つ労働者に協力する
 - (f) 労働環境や労働条件が安全でありその活動の範囲内で安全や健康へのリスクをもたらさないことを雇用者が確かとするために必要となるかも知れない限り、国内慣行に従って雇用者に、また労働者の安全と健康に関する特定の責任を持つ労働者に協力する。

3-2. EU 指令における足場や高所作業に関する規定

足場や高所作業に関する規定については、EU 指令 2009/104/EC [5]の付録に記述がある。2009/104/EC は、指令 19 89/391/EEC の第 16 条(1)にいう第 2 次個別指令である。

表 3 EU 指令 2009/104/EC のうち足場や高所作業に関する規定

Article 9	第 9 条
Training of workers	労働者の訓練
Without prejudice to Article 12 of Directive 89/391/EEC, the employer shall take the measures necessary to ensure that	指令 89/391/EEC 第 12 条を損なうことなく、雇用主は以下のことを保証するために必要な措置を講じるものとする。
(a) workers given the task of using work equipment receive adequate training, including training on any risks which such use may entail;	(a) 作業機器を使用する任務を与えられた労働者は、その使用によって生じる可能性のあるあらゆるリスクに関する訓練を含む、適切な訓練を受けること
(b) workers referred to in Article 6(b) receive adequate specific training.	(b) 第 6 条(b)で言及された労働者が、適切な特定の訓練を受けること。

Article 6	第 6 条
Work equipment involving specific risks	特定のリスクを伴う作業機器
When the use of work equipment is likely to involve a specific risk to the safety or health of workers, the employer shall take the measures necessary to ensure that:	作業機器の使用が労働者の安全または健康に特定のリスクを及ぼす可能性がある場合、使用者は以下のことを保証するために必要な措置を講じなければならない
(a) the use of work equipment is restricted to those persons given the task of using it;	(a) 作業機器の使用は、それを使用する任務を与えられた者に限定される
(b) in the case of repairs, modifications, maintenance or servicing, the workers concerned are specifically designated to carry out such work.	(b) 修理、変更、保守または整備の場合、関係する労働者がそのような作業を実施するよう特別に任命されていること。

AnnexII

4.3. Specific provisions regarding the use of scaffolding	4.3. 足場の使用に関する具体的な規定
4.3.6. Scaffolding may be assembled, dismantled or significantly altered only under the supervision of a competent person and by	4.3.6. 足場の組み立て、解体、または大幅な変更は、能力者の監督下で、第 9 条に従って特定のリスクに対処し、想定される作業

workers who have received appropriate and specific training in the operations envisaged, addressing specific risks in accordance with Article 9, and more particularly in:	について適切かつ特別な訓練を受けた労働者のみが行うことができる
(a) understanding of the plan for the assembly, dismantling or alteration of the scaffolding concerned;	(a) 当該足場の組立、解体又は変更の計画を理解すること
(b) safety during the assembly, dismantling or alteration of the scaffolding concerned;	(b) 当該足場の組立、解体、変更時の安全性
(c) measures to prevent the risk of persons or objects falling;	(c) 人や物が落下する危険を防止するための措置
(d) safety measures in the event of changing weather conditions which could adversely affect the safety of the scaffolding concerned;	(d) 足場の安全性に悪影響を及ぼすような天候の変化があった場合の安全対策
(e) permissible loads;	(e) 許容荷重
(f) any other risks which the abovementioned assembly, dismantling or alteration operations may entail. The person supervising and the workers concerned must have available the assembly and dismantling plan referred to in point 4.3.2, including any instructions which it may contain.	(f) 上記の組立、解体又は変更作業が伴う可能性のあるその他のリスク。監督する者及び関係する労働者は、4.3.2 で言及された組立・解体計画書（その中に含まれる可能性のある指示を含む）を入手可能な状態にしておかなければならない。
4.4. Specific provisions regarding the use of rope access and positioning techniques	4.4. ロープアクセス及び位置決め技術の使用に関する具体的な規定
(f) in accordance with Article 9, the workers concerned must receive adequate training specific to the operations envisaged, in particular rescue procedures.	(f) 第9条に従い、関係する労働者は、想定される業務、 <u>特に救助手順に特化した適切な訓練を受けなければならない。</u>

また、墜落防止について定めた指令 2001/45/EC [6]でも足場・高所作業に関する訓練規定の記述がある。これは、作業中の労働者による作業機器の使用に関する最低安全衛生要件に関する指令 89/655/EEC を改正するものである。

表4 墜落防止について定めた指令 2001/45/EC のうち足場・高所作業に関する訓練規定

<p>Directive 2001/45/EC of the European Parliament and of the Council of 27 June 2001 amending Council Directive 89/655/EEC concerning the minimum safety and health requirements for the use of work equipment by workers at work (second individual Directive within the meaning of Article 16(1) of Directive 89/391/EEC)</p>	<p>2001年6月27日付欧州議会及び理事会指令 2001/45/EC は、作業中の労働者による作業機器の使用に関する最低安全衛生要件に関する理事会指令 89/655/EEC を改正するものである（指令 89/391/EEC の第 16 条(1) にいう第 2 次個別指令）</p>
<p>THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION,</p> <p>Having regard to the Treaty establishing the European Community, and in particular Article 137(2) thereof,</p> <p>Having regard to the proposal from the Commission, submitted after consulting the Advisory Committee on Safety, Hygiene and Health Protection at Work(1),</p> <p>Having regard to the opinion of the Economic and Social Committee(2),</p> <p>After consulting the Committee of the Regions,</p> <p>Acting in accordance with the procedure referred to in Article 251 of the Treaty(3),</p> <p>Whereas:</p>	<p>欧州議会および欧州連合理事会</p> <p>欧州共同体設立条約、特にその第 137 条 2 項を考慮し</p> <p>労働における安全、衛生および健康保護に関する諮問委員会(1)に諮問した上で提出された欧州委員会の提案を考慮し</p> <p>経済社会委員会(2)の意見を考慮し、</p> <p>地域委員会に諮った上で、</p> <p>条約第 251 条(3)の手続きに従って行動すること、</p> <p>以下において</p>
<p>(10) In general collective protection measures to</p>	<p>(10) 一般に、墜落を防止するための<u>集会的</u></p>

<p>prevent falls offer better protection than personal protection measures. The selection and use of equipment appropriate to each specific site for preventing and eliminating risks should be accompanied by specific training and supplementary investigations where appropriate.</p>	<p><u>保護措置</u>は、個人的保護措置よりも優れた保護をもたらす。危険の防止と除去のために、<u>各現場に適した機器の選択と使用は、適切な場合、特定の訓練と補足的な調査を伴うべきである。</u></p>
<p>(11) Ladders, scaffolding and ropes are the equipment most commonly used in performing temporary work at a height and the safety and health of workers engaged in this type of work therefore depend to a significant extent on their correct use; the manner in which such equipment can most safely be used by workers must therefore be specified; adequate specific training of the workers is therefore required.</p>	<p>(11) <u>はしご、足場及びロープは、高所における仮設作業を行う際に最も一般的に使用される設備であり、この種の作業に従事する労働者の安全及び健康は、その正しい使用方法によって大きく左右されるため、これらの設備を労働者が最も安全に使用できる方法を特定する必要がある、そのためには、労働者に対する適切な特定の訓練が必要である。</u></p>
<p>4.3.6. Scaffolding may be assembled, dismantled or significantly altered only under the supervision of a competent person and by workers who must have received appropriate and specific training in the operations envisaged, addressing specific risks in accordance with Article 7, and more particularly in:</p>	<p>4.3.6. 足場の組み立て、解体、または大幅な変更は、能力者の監督下においてのみ行うことができ、また、第7条に従い、特に以下のような特定のリスクに対処し、想定される作業において適切かつ特別な訓練を受けた作業員によって行われなければならない。</p>
<p>(a) understanding of the plan for the assembly, dismantling or alteration of the scaffolding concerned;</p>	<p>(a) 当該足場の組立、解体又は変更の計画を理解すること</p>
<p>(b) safety during the assembly, dismantling or alteration of the scaffolding concerned;</p>	<p>(b) 当該足場の組立、解体、変更時の安全性</p>
<p>(c) measures to prevent the risk of persons or objects falling;</p>	<p>(c) 人や物が落下する危険を防止するための措置</p>
<p>(d) safety measures in the event of changing weather conditions which could adversely affect the safety of the scaffolding concerned;</p>	<p>(d) 足場の安全性に悪影響を及ぼすような天候の変化があった場合の安全対策</p>
<p>(e) permissible loads;</p>	<p>(e) 許容荷重</p>
<p>(f) any other risks which the abovementioned assembly, dismantling or alteration operations</p>	<p>(f) 上記の組立、解体、改造作業が伴う可能性のあるその他のリスク。</p>

may entail.	
4.4. Specific provisions regarding the use of rope access and positioning techniques	4.4. ロープアクセス及び位置決め技術の使用に関する具体的な規定
The use of rope access and positioning techniques must comply with the following conditions:	ロープアクセスおよび位置決め技術の使用にあたっては、以下の条件に従わなければならない
(a) the system must comprise at least two separately anchored ropes, one as a means of access, descent and support (work rope) and the other as backup (security rope);	(a) システムには、アクセス、降下、支持のためのロープ（作業ロープ）と、バックアップのためのロープ（安全ロープ）の少なくとも2本が別々に固定されていなければならない
(b) workers must be provided with and use an appropriate harness and be connected by it to the security rope;	(b) 労働者は、適切なハーネスを支給され、それを使用し、ハーネスによって安全ロープにつながれていなければならない
(c) the work rope must be equipped with safe means of ascent and descent and have a self-locking system to prevent the user falling should he lose control of his movements. The security rope must be equipped with a mobile fall prevention system which follows the movements of the worker;	(c) 作業ロープは、安全な昇降手段を備え、使用者が自分の動きを制御できなくなった場合に墜落を防止するためのセルフロックシステムを備えていなければならない。安全ロープは、作業者の動きに追従する移動式落下防止システムを備えていなければならない
(d) the tools and other accessories to be used by a worker must be secured to the worker's harness or seat or by some other appropriate means;	(d) 労働者が使用する工具やその他の付属品は、労働者のハーネスや座席に、またはその他の適切な手段で固定しておかなければならない
(e) the work must be properly planned and supervised, so that a worker can be rescued immediately in an emergency;	(e) 作業は、緊急時に労働者を直ちに救助できるよう、適切に計画・監督されなければならない
(f) in accordance with Article 7, the workers concerned must receive adequate training specific to the operations envisaged, in particular rescue procedures.	(f) 第7条に従い、関係する労働者は、想定される業務、特に救助手順に特化した <u>適切な訓練</u> を受けなければならない

3-3. 多言語対応安全教育ツール

3-3-1. 無声アニメ“NAPO”

NAPO [7]は EU で提供されている安全教育教材であり、労働安全衛生に関する教育や意識啓発を目的とした無声アニメである。NAPO の教材は、ヨーロッパ全域で労働安全衛生の重要性を伝えるために使用されている。European Commission の出しているガイドラインでは、NAPO の特徴を以下のように説明している。「ナポはアニメシリーズの主人公である。彼はあらゆる産業や部門で働く従業員を象徴する。ナポは特定の仕事や職場環境に限定されないが、彼の性格や外見はどの作品でも変わらない。ナポは普通の人間であり、善人でも悪人でもなく、若くも老いてもいない。この点で、彼の文化は中立である。彼は意欲的な労働者であり、自分ではどうすることもできない状況の犠牲になることもあるが、危険やリスクを特定し、安全や作業組織を改善するために良い提案をすることもできる。ナポは強い反応と感情を持つ、好感の持てる魅力的なキャラクターである。ナポがイライラしているとき、退屈しているとき、恋をしているとき、それが表れている！そのため、若い従業員から長年会社で働いている人まで、誰もがナポに共感できる」 [8]

NAPO の作られた原点について、HP では以下のように書かれている。「NAPO は、国境を越え、多様な文化、言語、職場の人々の実際的なニーズに応える質の高い情報プロダクトの必要性に応え、OSH コミュニケーションの専門家からなる少人数のグループによって考案された独創的なアイデアの産物である。このフィルムは、あるトピックを包括的にカバーすることを目的としたものではなく、また研修や教育のためのものでもない。ナポとその仲間たちの役割は、魅力的なキャラクター、愉快なストーリー、ユーモラスで軽快なアプローチを通して、OSH への序章を提供することである。「笑顔のある安全」は、より安全で、より健康的で、より良い職場を実現するためのナポの取り組みである。各作品は多くの欧州機関が共同制作している。スペインのビルバオにある欧州労働安全衛生庁がウェブсайт制作の資金を提供している。」 [9]

NAPO は EU 各国の安全衛生機関が共同制作したものである。NAPO を制作した NAPO film Consortium は、1992/3 年の欧州安全衛生年、欧州委員会主催の欧州映画祭から生まれた。そして 1995 年にストラスブールで開催された映画祭の後、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリスの 4 人の現役のコミュニケーション専門家が集まり、ヨーロッパ全土で使えるようなフィルムを依頼し、制作することができないか話し合った。現在の NAPO film Consortium は以下のチームで構成されている。

NAPO 製作委員会

- AUVA (Austrian Social Insurance for Occupational Risks) : オーストリア
- CIOPPIB (Central Institute for Labour Protection) : ポーランド
- DGUV (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung) : ドイツ (ドイツ法定災害保険)
- INAIL (ISTITUTO NAZIONALE PER L'ASSICURAZIONE CONTRO GLI INFORTUNI)

SUL LAVORO)：イタリア

- INRS (Institut national de recherche et de sécurité)：フランス
- TNO (Innovation for life)：オランダ
- EU-OSHA：EU



図1 NAPOの初期メンバー

NAPOは無声アニメであり、観る人の言語を選ばない。(HPでは「ユニバーサル・ランゲージ」と表現されている)また、各フィルムの時間が短く、飽きずに見るのに最適な上映時間である。以下は、NAPOのフィルムで高所作業や段差でのつまずき等を扱ったものである。

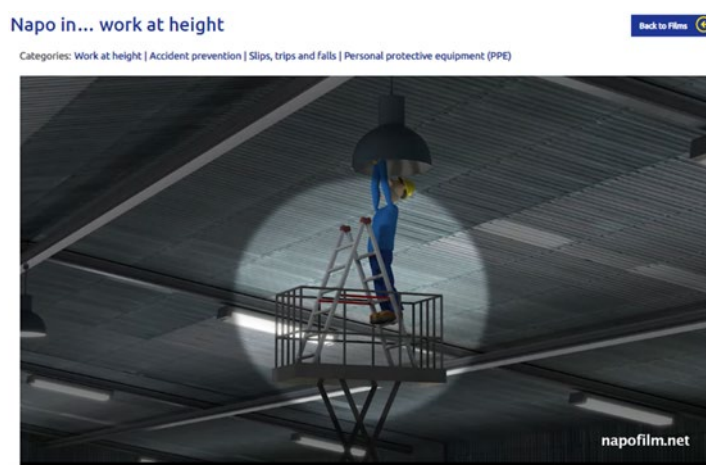


図2 NAPoin... work at height



図 3 NAPO in... no laughing matter

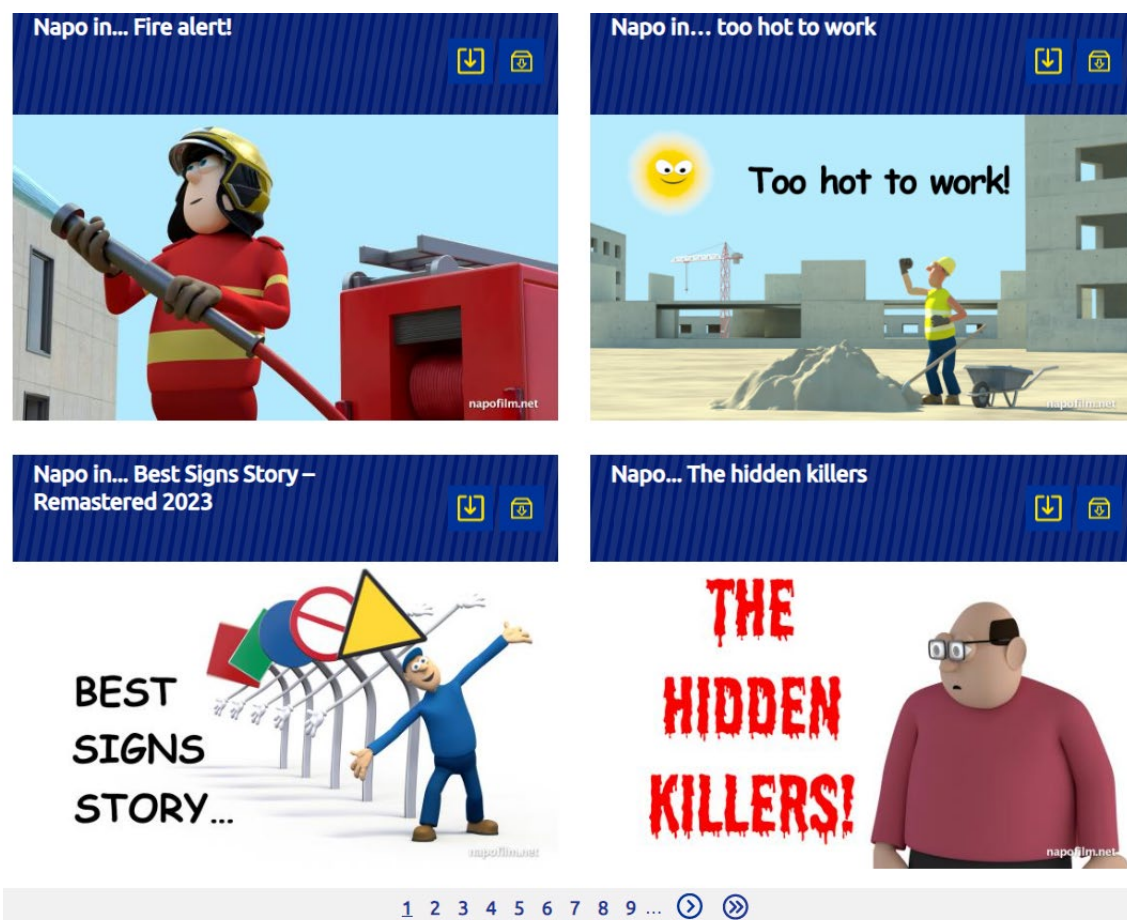


図4 NAPO フィルムのページ

3-3-2. 多言語での簡易リスク・アセスメントツール OiRA

OiRA(Online Risk Assessment) は、EU で使われている様々な言語を使ったセクター別リスク・アセスメントツールであり、簡易的かつ標準化された方法でアセスメントを行うことができる。オンラインで提供されており、開発・維持は EU-OSHA が担当している。開発のモデルとなったのは、オランダのリスク・アセスメントツールである RI&E [10]である。

OiRA の about ページ [11]によると、OiRA が開発された理由として、特に零細・中小企業 (SME) にとってリスク・アセスメントの実施は非常に困難であり、それを効果的に実施するためのリソースやノウハウが不足している場合がある。OiRA はこのことを克服することを目的とし、EU および加盟国レベルで、各国当局と社会的パートナー（雇用主組織および従業員組織）が開発したツールを使用して、欧州の SME がリスクを評価することを奨励する。欧州レベル、国/セクターレベル、企業レベルでの目的は以下である。

欧州レベルでの目的

- ① 欧州で、労働リスクを評価・管理する MSE の数を増やす
- ② （適切なリスク・アセスメントを通じて）労働災害・疾病の件数を削減し、労働条件の改善に貢献する
- ③ （適切なリスク評価を通じて）企業の競争力強化に貢献する（労働災害・疾病に起因するコストの削減、病欠率の低下など）

国／セクターレベルでの目的

- ① 小規模・零細企業のウェブサイトを通じて、実用的な OiRA ツールを自由に使えるようにし、その利用を促進する
- ② OiRA ツールを企業が自由に使えるようにすることで、職業性疾病・事故の数を減らすという国家目標に貢献する。

企業レベルでの目的

- ① 会社および現場レベルで OiRA ツールの使用を奨励し、適切なリスクアセスメントプロセスを導入することにより、労働者の安全と健康を確保する（雇用主および企業の一般的義務）
- ② リスク・アセスメントのプロセスを解明する
- ③ 労働リスクを評価するツールの利用を促進することにより労働条件を改善し、企業の業績を向上させる。

OiRA ツールジェネレーターは、EU および国家レベルのセクター・パートナー、ならびに EU および国家当局に無料で提供される。OiRA の使い方は簡単である。プラットフォームを開いたら、自分に当てはまるセクターと言語を選び、ジェネレーターでアセスメントを作成する。国別と言語別で分類したものは以下。



図5 OiRA

(a) 国別分類

(b) 言語別分類

表5 多言語での簡易リスク・アセスメントツール OiRA のセクター別の取り扱い

Agriculture, forestry and fishing (22)	農林水産業 (22 件)
Audiovisual sector (1)	映像・音響部門 (1 件)
Automotive transportation, distribution & logistics (22)	自動車輸送、流通、物流 (22 件)
Cleaning services (15)	清掃サービス (15 件)
Construction & maintenance (24)	建設・メンテ (24 件)
Education (18)	教育業 (18 件)
Electrical & related works (3)	電気・関連事業 (3 件)
Food & beverages manufacture (5)	食品・飲料製造業 (5 件)
Food production & sale (19)	食品製造・販売 (19 件)
Gas, water & electricity (2)	ガス・水道・電気 (2 件)
Generic tools/risk specific (26)	一般的なツール／リスク別 (26 件)
Hairdressers & beauty salons (20)	美容室・ビューティサロン (20 件)
Hotels, restaurant & catering (26)	ホテル、レストラン、ケータリング (26 件)
Human health and social work activities (18)	保健・福祉活動 (18 件)
Information and communication (4)	情報通信 (4 件)
Leather & tanning (5)	皮革となめし革 (5 件)
Live performance (12)	ライブ・パフォーマンス (12 件)
Manufacturing (31)	製造業 (31 件)
Mining and quarrying (3)	採鉱・採石 (3 件)
Motor vehicles, repair & related activities (15)	自動車・修理・関連事業 (15 件)
Office work & administration (19)	事務・管理 (19 件)
Personal & other service occupations (8)	個人・その他サービス業 (8 件)
Private security (5)	民間警備会社 (5 件)
Public/passenger transport (8)	公共交通機関・旅客輸送 (8 件)
Real estate (3)	不動産業 (3 件)
Sports & recreation (5)	スポーツ・レクリエーション (5 件)
Transport (air, water & rail) (7)	輸送（航空、水上、鉄道） (7 件)
Veterinary activities (2)	獣医師活動 (2 件)
Waste management (5)	廃棄物処理 (5 件)
Wholesale & retail trade (20)	卸売・小売業 (20 件)
Woodworking & related activities (10)	木工 & 関連作業 (10 件)
Working with metal (6)	金属加工 (6 件)

以下は“Construction & Maintenance”をクリックした場合に出てくる画面。

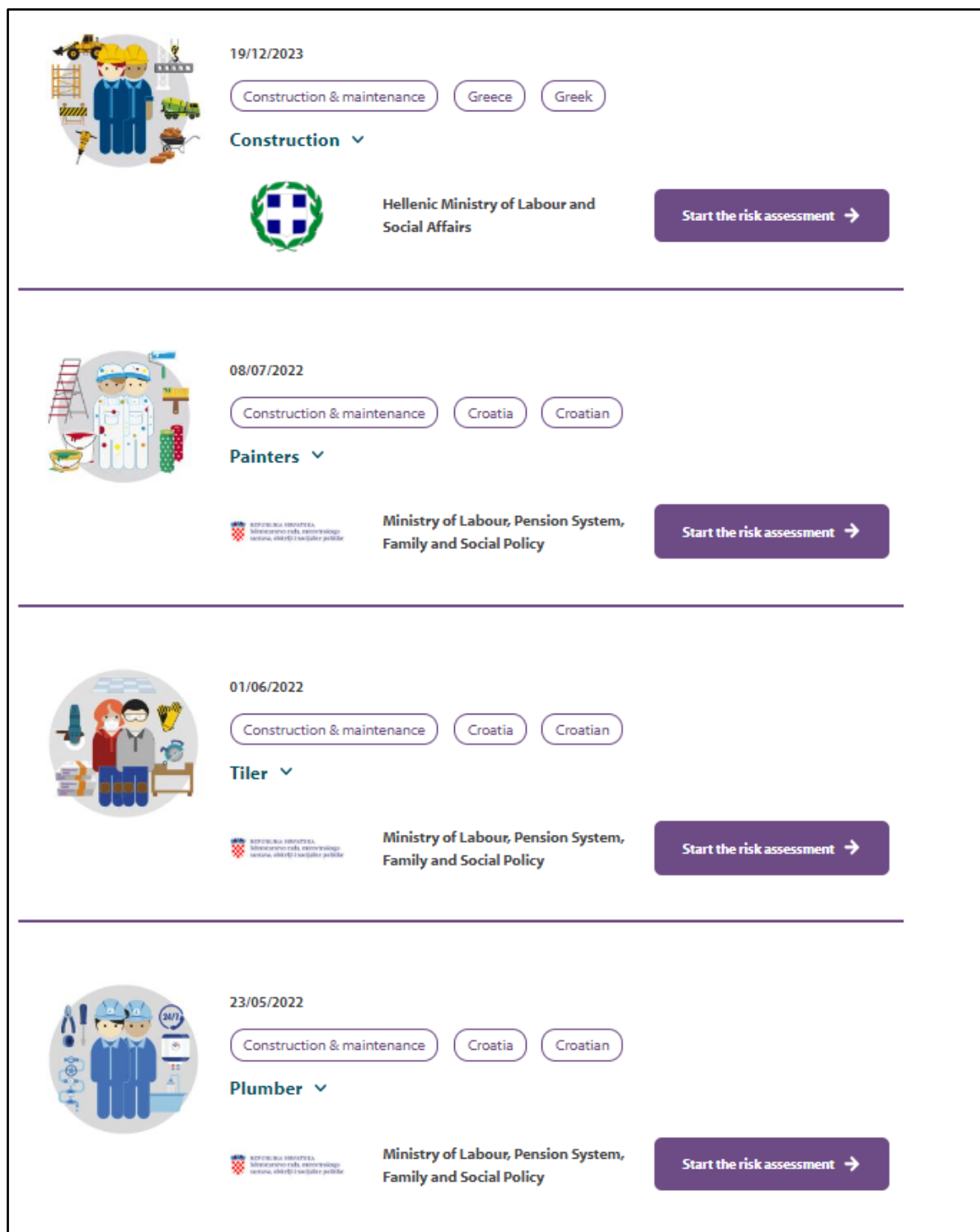
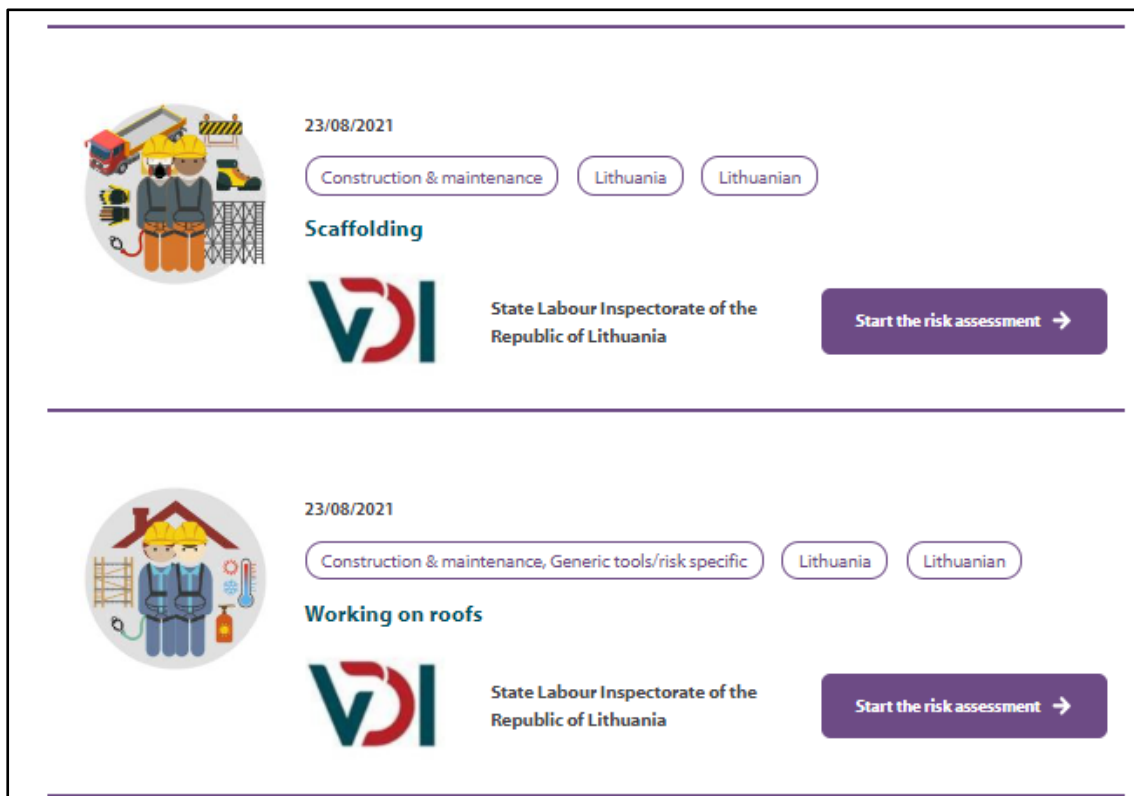


図6 OiRAのうち“Construction & Maintenance”

「足場」「高所作業（屋根上での作業）」のリスク・アセスメントについては、リトアニア語で提供がある。



←足場のリスク・アセスメントをスタートするボタン

図7 「足場」「高所作業（屋根上での作業）」のリスク・アセスメント

4. 結論

本研究では、欧州連合（EU）における移民労働者の労働安全衛生教育の実態を明らかにするため、EU-OSH の取り組みや関連法令（89/391/EEC 指令をはじめとする各種指令）、ならびに多言語対応の安全教育ツールの活用について調査を行った。

調査の結果、EU-OSH が定める労働安全衛生の基本枠組みのもと、加盟国においては統一された最低基準が確保されているものの、移民労働者特有の課題が存在することが確認された。特に、言語や文化の壁、教育水準の違いにより、安全衛生教育が十分に伝達されないケースがあることが問題として浮き彫りになった。これに対し、多言語対応の教育ツールである NAPO（無声アニメーション）や OiRA（オンラインリスクアセスメント）などの取り組みが一定の効果を発揮しているが、導入・運用に関しては各国の体制や労働環境に応じた課題が残る。

さらに、足場や高所作業に関する EU 指令（2009/104/EC および 2001/45/EC）においては、労働者の安全を確保するための具体的な訓練要件が規定されており、特に危険性の高い作業については専門的な訓練を受けた労働者のみが従事することが義務付けられている。しかし、移民労働者の多くは短期間の雇用である場合が多く、必要な訓練を十分に受ける機会が制限される場合がある。

6. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

7. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

8. 引用文献

引用文献

1. **European Agency for Safety and Health at Work.** Workplace minimum requirements and EU OSH legislation. (オンライン) (引用日: 2025 年 3 月 13 日.)
<https://oshwiki.osha.europa.eu/en/themes/workplace-minimum-requirements-and-eu->

osh-legislation.

2. **中央労働災害防止協会**. COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work (89/391/EEC). (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) https://www.jisha.or.jp/international/topics/pdf/202103_03_02.pdf.
3. **RuiuPaolo , CimmutoDelAngela**. Occupational Safety and Health Training according to EU-OSH legislation. , : Senses Sci, 2018. ページ: 505-516.
4. **佐藤智典**. 労働安全衛生指令 89/391/EEC の概要. (オンライン) 株式会社 e・オータマ. (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.emc-ohtama.jp/emc/doc/osh-directive-89-391-ee-explained.pdf>.
5. **European Union law**. DIRECTIVE 2009/104/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2009/104/oj/eng>.
6. -. Directive 2001/45/EC of the European Parliament and of the Council of 27 June 2001. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A32001L0045>.
7. **NAPO**. Napo in the workplace. (オンライン) <https://www.napofilm.net/en/learning-with-napo/napo-in-the-workplace>.
8. **European Commission**. Health and Safety at Work is everybody' s business practical guidance for employers. 2022.
9. **NAPO**. The Napo Story. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.napofilm.net/en/about-napo/napo-story>.
10. **ArboNed**. Risico-inventarisatie en -evaluatie (RI&E). (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.arboned.nl/diensten/risico-inventarisatie-en-evaluatie-rie>.
11. **OiRA**. About OiRA. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://oira.osha.europa.eu/en/about-oira>.
12. **European Commission**. Health and Safety at Work is everybody' s business practical guidance for employers. 2022.